

令和4年度 入札・契約制度の改善について

令和4年3月

① 改正内容

工事請負代金一部前払額決定申請手続きを廃止する。

- ・第14条第2項及び第3項を削る（前金払）
- ・様式第8号（第14条関係）を削除する

② 改正理由

町では、前金払及び中間前金払の請求書受領に先立ち、受注者からの前払額決定申請に対して、発注者が請求可能額を決定する手続きを伊方町工事執行規程において定めている。

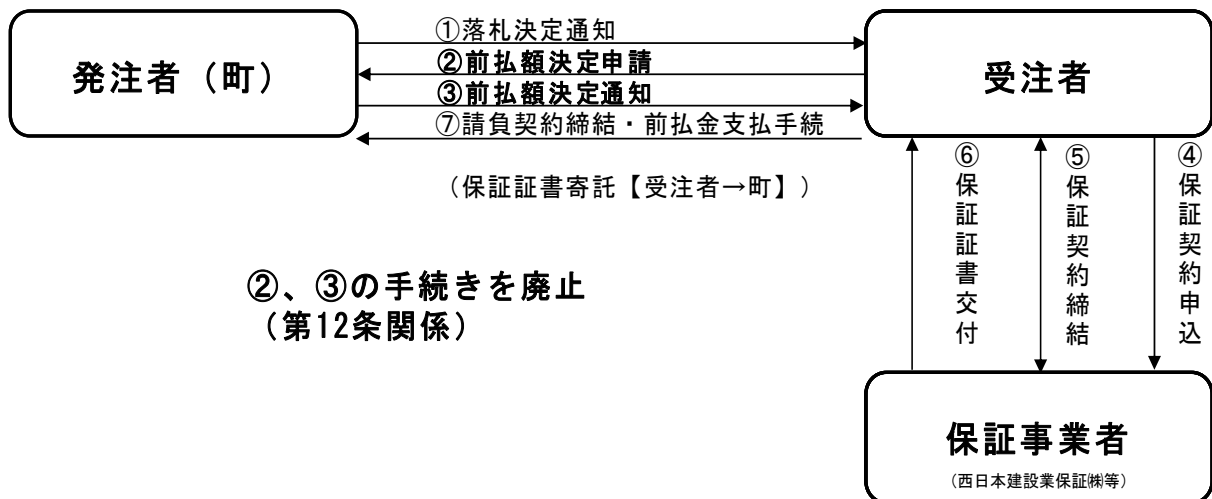
しかし、この手続きは、法令上義務付けられたものではなく、四国他県等では実施していないこと等を踏まえ、受注者・発注者双方の事務の簡素化・迅速化を図るため、工事請負代金一部前払額決定申請手続きを廃止する。（令和4年度入札・契約制度改善）。

③ その他

施工日：令和4年4月1日

なお、建設工事に係る業務委託についても、当該手続きを廃止する。

【前金払の流れ】



○前金払

【制度の概要】

○前金払

対象	・設計金額 130 万円以上の工事
支払割合	・請負代金額の 4/10 以内 ただし、低入札工事にあっては同 2/10 以内

※今回の改正は、工事請負代金一部前払額決定申請手続きの廃止のみであり、工事対象要件及び支払割合等に変更はない。

※請求書記載金額は千円未満切り捨てとする（入札公告に明記）。